

種雄馬管理規程（第9版）

種雄馬配置料規程（第2版）

種雌馬貸付規程（第8版）

公益社団法人 日本馬事協会

公益社団法人日本馬事協会種雄馬管理規程

設定	昭和50年	7月	1日
改正	昭和54年	9月26日	
改正	昭和60年	6月	7日
改正	平成5年	4月	1日
改正	平成14年	3月18日	
改正	平成17年	11月	1日
改正	平成19年	7月	1日
改正	平成22年	8月25日	
改正	平成23年	11月	1日

(総則)

第1条 公益社団法人日本馬事協会（以下「協会」という。）が馬の改良及び馬産の振興を図るため全国主要馬産地に対してする種雄馬の配置及び配置された種雄馬の管理については、この規程による。

(配置する種雄馬)

第2条 協会が配置する種雄馬は、協会が所有する種雄馬（以下「会有馬」という。）、独立行政法人家畜改良センターが所有する種雄馬及びその他の団体が所有する種雄馬とする。

(配置先)

第3条 種雄馬の配置を受けることができるものは、農業協同組合、農業協同組合連合会、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）、馬産の振興を図ることを目的とする非営利団体（代表者の定めがあり、

かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。)及び協会の会長(以下「会長」という。)が馬産の振興上特に必要と認められたもの(以下「種雄馬管理団体」という。)とする。

(配置の申請)

第4条 種雄馬管理団体は、種雄馬の配置を希望する場合は、会長が定める日までに様式第1号による申請書を協会に提出しなければならない。

(配置の決定)

第5条 協会は、申請内容及び実馬審査の結果を踏まえ、種雄馬の適正な配置を決定する。この場合、必要に応じ種雄馬配置委員会(以下「委員会」という。)を開催し、その意見を参考にするものとする。

2 委員会は、協会の役職員(支部職員を含む。)、関係道県の職員及び学識経験者若干名をもって構成する。

第6条 協会は、前条の規定により配置される種雄馬(以下「配置種雄馬」という。)を決定したときは、精液検査証明書を添え、馬名、品種、毛色、特徴、生年月日、血統、配置期間、引渡しの日時及び場所、担当者等を種雄馬管理団体に通知する。

(配置料)

第7条 種雄馬管理団体は、種雄馬の配置を受けたときは、協会が別に定めるところにより、配置料を協会に支払わなければならない。

(供託金)

第8条 種雄馬管理団体は、第5条第1項の規定により会有馬である配置種雄馬が決定した場合であつて、その配置種雄馬が地方競馬全国協会の補助を受けて購入されたもの（以下「特定配置種雄馬」という。）であるときは、当該特定配置種雄馬の購入価格の10パーセントに相当する額を供託金として協会に納付しなければならない。

(保管証)

第9条 種雄馬管理団体は、第6条の規定による通知を受けたときは、その通知に従い配置種雄馬を引き取り、引取り後5日以内に様式第2号による保管証を協会に提出しなければならない。

(輸送保険及び家畜共済への加入)

第10条 種雄馬管理団体は、前条の規定により配置種雄馬を引き取る際には、当該配置種雄馬を輸送保険に付し、飼養地へ到着後は、すみやかに当該配置種雄馬の加入し得る最高金額の家畜共済に加入しなければならない。

(共済加入の報告)

第11条 種雄馬管理団体は、配置種雄馬の家畜共済に加入し、又は更新したときは、様式第3号による報告書を協会に提出しなければならない。

(共済金の報告)

第12条 種雄馬管理団体は、配置種雄馬の死亡又は廃用事故による共済金の支払いを受けたときは、様式第4号による報告書をすみやかに

協会に提出しなければならない。

(配置期間)

第13条 特定配置種雄馬の配置期間は、6年とする。

(配置換え)

第14条 種雄馬管理団体は、配置期間内に近親交配を回避する等の理由により配置種雄馬の配置換え（転出又は転入、以下同じ。）を希望する場合は、協会に配置換えの申請をすることができる。この場合の配置期間は、当該配置種雄馬の配置期間の残期間とする。

2 種雄馬管理団体は、前項の配置換えをしようとする場合は、あらかじめ協会に連絡のうえ、様式第5号による申請書を協会に提出しなければならない。

3 前2項の規定による配置換え後は、配置換えを受けた種雄馬管理団体に本規程を適用する。

(特定配置種雄馬の配置期間満了時等の措置)

第15条 協会は、特定配置種雄馬の配置期間が満了したときは、現に配置を受けている者に当該特定配置種雄馬を譲渡する。この場合、配置決定時に納付された供託金は返還しない。特定配置種雄馬が配置期間中に死亡又は廃用になったときも同様とする。

(繁殖)

第16条 種雄馬管理団体（会長が特に指定した団体を除く。次項において同じ。）は、飼養管理に必要な細則を定めるとともに、配置種雄馬ごとに管理担当者を定め、善良なる管理者の注意をもって管理し、

配置種雄馬を種付け及び家畜人工授精用精液の採取の用に供さなければならぬ。

- 種雄馬管理団体は、管理担当者を変更しようとするときは、あらかじめ文書をもって協会と協議しなければならない。

(精液採取の便宜供与)

第17条 種雄馬管理団体は、わが国の馬の改良増殖に供するため、協会から配置種雄馬の精液採取の申し入れがあった場合には、種雄馬管理団体の業務遂行に支障のない範囲で当該配置種雄馬を精液採取に供するとともに、そのための便宜供与をしなければならない。

(供用計画の報告)

第18条 種雄馬管理団体は、配置種雄馬について毎年1月15日までに、様式第6号による供用計画書を協会に提出しなければならない。

(種付台帳)

第19条 種雄馬管理団体は、様式第7号による種付台帳を備え付け、種付け（人工授精を含む。以下同じ。）に関する事項を記載しなければならない。

- 種雄馬管理団体は、種付けした雌馬の飼養者から請求のあったときは、その事実を確認し、種付けに関する証明書を発行しなければならない。
- 種雄馬管理団体は、毎年10月31日までに、第1項の種付台帳の写し及び様式8号による配置種雄馬の繁殖成績報告書を協会に提出しなければならない。

(種付料)

第20条 種付料の額については、原則として毎年配置種雄馬ごとに協会と種雄馬管理団体が協議するものとする。

(種畜検査)

第21条 種雄馬管理団体は、その配置種雄馬につき家畜改良増殖法による種畜検査を受けなければならない。

(経費)

第22条 種雄馬管理団体は、配置種雄馬の引取り、飼養管理、疾病の治療、健康検査、引上げ等に要する一切の経費を負担しなければならない。

(事故報告)

第23条 種雄馬管理団体は、配置種雄馬について疾病、傷害、盗難、失そう、死亡その他重大な事故が発生した場合には、直ちに適切な処置を講じるとともに、すみやかにその内容を協会に通報のうえ、次の書類を添えた様式第9号による報告書を協会に提出しなければならない。

- ① 疾病、傷害又は死亡の場合は、獣医師の診断書又は検案書
- ② 重大な事故及び死亡の場合は、その状況が明らかとなる写真

(損害の賠償)

第24条 種雄馬管理団体は、故意又は重大な過失により配置種雄馬に関し協会に損害を与えた場合は、協会に対しその損害を賠償しなければならない。

(損害の弁償)

第25条 種雄馬管理団体は、会有馬である配置種雄馬に疾病、傷害、盗難、失そう、死亡その他の廃用事故があったときは、前条に該当する場合を除き、協会に対し別表に定める損害弁償額の弁償金を支払わなければならない。ただし、協会は、特別の事情があると認めたときは、弁償金の全部又は一部を免除することができる。

(事故馬の廃用処分)

第26条 協会は、配置種雄馬をやむを得ぬ事故等により廃用するときは、あらかじめ関係機関の承認を得るものとする。

2 種雄馬管理団体は、やむを得ぬ事故等により配置種雄馬を廃用することが適切と判断したときは、あらかじめ協会に連絡のうえ、様式第10号による種雄馬廃用処分申請書に関係書類を添えて協会に申請しなければならない。

(用途変更処分)

第27条 協会は、配置種雄馬をやむを得ぬ事故等により用途変更するときは、あらかじめ関係機関の承認を得るものとする。

2 種雄馬管理団体は、配置種雄馬をやむを得ぬ事故等により用途変更することが適切であると判断したときは、あらかじめ協会に連絡のうえ、様式第11号による種雄馬用途変更申請書に関係書類を添えて協会に申請しなければならない。

3 協会は、前項の規定により種雄馬管理団体から用途変更の連絡を受けたときは、当該配置種雄馬の再活用のため新たな配置先の確保に努めるものとする。

4 協会は、新たな配置先の確保が困難と判断したときに限り、第2項

の申請を受理するものとする。

(引上げ)

第28条 協会は、配置種雄馬について次の各号の一に該当する場合は、その配置種雄馬を引き上げるものとする。この場合、種雄馬管理団体は、これによって生じた損害の賠償を協会に請求することは出来ない。

- ① 飼養管理が不良であると認められた場合
- ② 種付頭数が著しく少なく、翌年以降も増加する見込みのない場合
- ③ 配置目的に反し、他の目的に使用した場合
- ④ 配置目的を果たし、新たな配置先に配置することが適当と判断される場合

2 協会は、前項の規定により引上げをする場合には、あらかじめ日時、場所等必要な事項を種雄馬管理団体に通知するものとし、種雄馬管理団体は、これに従わなければならない。

(指示)

第29条 協会は、必要があると認めるときは、種雄馬管理団体に対し飼養管理その他の事項を指示するものとし、種雄馬管理団体は、これに従わなければならない。

2 協会は、前項の規定により指示する場合は、次条に規定する協会の支部等と協議するものとする。

(協会の支部等の任務等)

第30条 協会の支部及び協会から馬事振興に関する事務の委託を受けている団体（以下「協会の支部等」という。）は、管内の配置種雄馬の配置及び管理の適正化を図るため、配置種雄馬を含む種雄馬の配置

及び配置種雄馬の管理の実情を把握するよう努めなければならない。

- 2 種雄馬管理団体と協会との往復文書は、全て協会の支部等（北海道事務所を含む。）を経由するものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和50年7月1日から実施する。
- 2 日本馬事協会種雄馬配置規程（昭和40年6月29日設定）及び種雄馬の管理委託規程（昭和48年4月1日設定）は廃止する。
- 3 種雄馬の配置管理に関してこの規程に定める事項のほか、借受けた国有貸付種雄馬については家畜等の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和25年4月26日 農林省令第43号）の規制に、地方競馬全国協会の補助により取得した種雄馬については地方競馬全国協会の規制に、それぞれ従うものとする。

附 則

この規程の改正は、昭和54年10月1日から実施する。

附 則

この規程の改正は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則

この規程の改正は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この規程の改正は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この規程の改正は、平成17年11月1日から実施し、平成17年度の新規貸付馬から対象とする。

附 則

この規程の改正は、平成19年7月1日から実施する。

附 則

- 1 この規程の改正は、平成22年8月25日に施行し、配置期間に関する改正規定は、平成22年7月1日から適用する。
- 2 この改正規程の施行の際現に改正前の社団法人日本馬事協会種雄馬管理規程（以下「旧規程」という。）第4条の規定により提出されている申請書は、改正後の社団法人日本馬事協会種雄馬管理規程（以下「新規程」という。）第4条の規定により提出された申請書とみなす。
- 3 この改正規程の施行の際現に旧規程第7条の規定により納付されている種雄馬供託金は、新規程第8条の規定により納付された供託金とみなす。
- 4 この改正規程の施行の際現に旧規程第9条第2項の規定により提出されている申請書は、新規程第14条第2項の規定により提出された申請書とみなす。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成23年11月1日）から施行する。

2 この規程の施行の際現に社団法人日本馬事協会種雄馬管理規程第4条の規定により提出されている申請書は、公益社団法人日本馬事協会種雄馬管理規程第4条の規定により提出された申請書とみなす。

別 表

死亡廃用事故の場合の損害弁償額

死亡廃用事故の時期	損 害 弁 償 額
引取り地から飼養地 までの輸送期間中	(支払いを受けた当該馬の輸送保険金－輸送 保険掛金) × 80 / 100 相当額
配置期間の 満了日まで	支払いを受けた当該馬の死亡廃用による 共済金 × 80 / 100 相当額 ただし、当該馬が死亡廃用する日から遡って 1 ヶ月の期間中の疾病にかかる診療・治療費及 び死亡診断書等共済金の支給申請に伴う各種 証明書の発行に要する経費については、上記金 額から減額することができる。

令和 年 種雄馬配置申請書

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____
氏名又は名称 _____ ㊟

種雄馬の新規配置を受けたいので、種雄馬管理規程第4条の規定により申請します。

記

1. 新規配置希望

区 分	品種別配置希望頭数			管理担当予定者の住所氏名	摘 要
センター有馬					
会 有 馬					
その他団体有馬					
計					

2. 新規配置希望理由

注)

配置希望が複数頭ある場合は、それぞれの馬ごとに希望理由を記述すること。

種雄馬保管証

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____
氏名又は名称 _____ ㊞

下記の種雄馬の配置を受けたので、種雄馬管理規程第9条の規定により保管証を提出します。

記

セター有・会有・その他有馬の別	
配 置 番 号	
馬 名	
品 種	
毛 色	
生 年 月 日	
特 徴	
配 置 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
管理担当者の住所氏名	

種雄馬家畜共済加入報告書

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____
氏名又は名称 _____ ㊟

下記の種雄馬について家畜共済に加入（更新）したので、種雄馬管理規程第11条の規定により報告します。

記

配 置 番 号	
馬 名	
共 済 組 合 名	
種雄馬一般馬の別	
共 済 金 額	
共 済 掛 金 額	
共 済 加 入 期 間	
加入(更新)年月日	
加入者の氏名	

種雄馬家畜共済金受領報告書

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____ ㊞

下記の種雄馬について死亡廃用事故による家畜共済金の支払いを受けたので、種雄馬管理規程第12条の規定により報告します。

記

1 受領共済金

配 置 番 号	
馬 名	
共 済 組 合 名	
共 済 金 額	
残 存 価 格	
補 償 金	
支払を受けた共済金	
受 領 年 月 日	
受 領 者 の 氏 名	

2 死亡廃用に伴って要した経費

区 分	金 額	内 訳
死亡廃用前1ヵ月間の 診療・治療費		
共済金支給申請に要し た各種証明に係る経費		
合 計		

種雄馬配置換(転出・転入)申請書

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____
氏名又は名称 _____ ㊟

下記の種雄馬について配置換え（転出、転入）をしたいので、種雄馬管理規程第 1 4 条第 2 項の規定により申請します。

記

1 配置換え（転出、転入）希望内訳

配 置 番 号	
馬 名	
品 種	
配 置 換 先 団 体 (転入にあつては現配置団体)名称	
配 置 換 期 日	令和 年 月 日

2 配置換え（転出、転入）希望理由

注)

配置換え希望が複数頭ある場合は、1 頭ごとに記述すること。

令和 年 種雄馬供用計画書

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____
氏名又は名称 _____ ㊞

種雄馬管理規程第18条の規定に基づき供用計画を下記のとおり提出します。

記

配 置 番 号				
馬 名				
供 用 地 域 (市町村単位)				
交 配 見 込 数				
供用地域の雌馬数				
種 付 料				
摘 要				

様式第7号

種 付 台 帳
(精 液 採 取 台 帳)

種	種 畜 証 明 書 番 号		
	名 前		
	家畜登録	家畜登録機関名	
		登 録 番 号	
畜	種 類 及 び 品 種		
	生 年 月 日		
	血 統	父	
		母	

種 畜 飼 養 者

住 所

氏名又は名称

備 考

種付台帳は、書面により作成する場合にあっては種畜ごとに別冊としてつづり、電磁的記録により作成する場合にあっては種畜ごとに明確に区分すること。

様式第7号の2

(自然種付けに関する事項)

種 付 し た 雌	番 号						
	馬 名						
	家畜登録機関名 及び登録番号						
	種類及び品種						
	毛色及び特徴						
	生 年 月 日						
	血 統	父					
		母					
	飼養者の住所 及び氏名又は名称						
	摘 要						
種 付 年 月 日							
種付証明書	発 行 年 月 日						
	番 号						
子 畜	性						
	生 年 月 日						
	摘 要						

備 考

1. この帳簿には、自然種付けに関する事項を記載し、又は記録すること。
2. 10月31日までにこの写しを協会に提出すること。

様式第7号の3

(家畜人工授精用精液の注入に関する事項)

注 入 し た 雌	番 号						
	馬 名						
	家畜登録機関名 及び登録番号						
	種類及び品種						
	毛色及び特徴						
	生 年 月 日						
	血 統	父					
		母					
	飼養者の住所 及び氏名又は名称						
注 入 精 液	注 入 年 月 日						
	種 畜 の 名 前						
	獣医師・人工授精師名						
	家畜人工授精用精液証明書番号						
授 精 証 明 書	発 行 年 月 日						
	番 号						
子 畜	性						
	生 年 月 日						
	摘 要						

備 考

1. 注入を受けた雌畜の飼養者から授精証明書の交付を要求される前においては、家畜人工授精用精液証明書を添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿を電磁的記録により作成する場合にあっては、家畜人工授精用精液証明書を必要な時に速やかに照合できるよう適切に保管しておくこと。
2. 10月31日までにこの写しを協会に提出すること。

令和 年 繁殖成績報告書

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____ ㊞

種雄馬管理規程第19条第3項の規定に基づき繁殖成績報告書を提出します。

種雄馬	馬 名				
	品 種				
	飼 養 場 所				
	所 属				
本年種付	種 付 頭 数				
	種 付 料 金				
	備 考				
本年産子	雄				
	雌				
	計 (A)				
前年種付とその受胎・分娩状況等	種 付 頭 数				
	受 胎 数	本年産子計 (A)			
		受胎確認後 販売・死亡等			
		流死産数			
		計			
	不 受 胎 数				
受胎未確認のまま 販売・死亡等					
摘 要					

注)

- 1 本年並びに前年供用した全ての種雄馬について記載すること。
- 2 「前年種付けとその受胎・分娩状況等」の「種付頭数」の欄は前年報告書の「本年種付頭数」と同じ頭数を記入すること。
- 3 10月31日までに報告すること。
- 4 飼養場所欄は市町村名を記載すること。
- 5 種雄馬の所属は、協会有、センター有、道県有、市町村有、その他とする。
- 6 種付け台帳の写しを添付すること。

種雄馬事故報告書

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____ ㊟

下記の種雄馬に事故があったので、種雄馬管理規程第23条の規定により報告します。

記

1 種雄馬

配 置 番 号	
馬 名	
品 種	
毛 色	
生 年 月 日	
特 徴	
管理担当者の氏名	

2 事故の種類

3 事故の経過

4 平素の飼養管理状況

5 添付書類：獣医師の診断書又は検案書、状況が明らかとなる写真

種雄馬廃用処分申請書

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____ ㊞

下記の種雄馬は、別紙事故等報告書のとおり種雄馬として供用することが困難な状況ですので、廃用処分といたしたく種雄馬管理規程第26条第2項の規定により申請します。

記

1 種雄馬

配 置 番 号	
馬 名	
品 種	
毛 色	
生 年 月 日	
管理担当者の氏名	

2 廃用処分の方法

(1) 家畜市場への上場によるセリ売りの方法の場合

①セリ売り予定家畜市場名：

②セリ売り予定年月日： 令和 年 月 日

③セリ売りが終了した場合には、様式第10号の5の借受種雄馬セリ売り報告書を提出すること。

(2) 家畜市場への上場ができない場合

①様式第10号の2の廃用処分種雄馬調書を添付すること。

②様式第10号の3の見積書を3名以上の者より徴し、添付すること。

注)

- 1 廃用処分に当たっては上記(1)、(2)のいずれかを選択すること。
- 2 様式第10号の4の種雄馬事故等報告書を添付すること。

様式第10号の2

廃用処分種雄馬調書					
馬名				品種	
年齢			体重		
体高		胸囲		管囲	
現状					
評 価 額	算 定 基 礎				
	1. 生体重 (キロ)	×	歩留 (%)	=	枝肉量 キロ
	2. 時価相場 (消費税込み)				採用単価 円
	A 〇月〇日〇〇市場 1キロ当り価格				円
	B 〇月〇日〇〇市場 1キロ当り価格				円
3. 諸経費 (消費税込み)					
A 輸送費 (〇〇～〇〇)				円	
B と場経費				円	
C その他経費				円	
4. 枝肉量 (キロ)	×	単価 (円)	-	諸経費	= 差引額 円
都道府県畜産課 (家畜保健衛生所等)					
技術史員 氏名 _____					㊟

注)

- 1 現状欄には、廃用処分申請書を提出する時点における当該種雄馬の健康状態 (瘦削、肉付き、毛艶等一般外貌)、種付及び産駒成績等の状況を具体的に記入すること。
- 2 算定基礎の時価相場は、最寄市場、と場における当該種雄馬と同等の年齢、疾病等を勘案した額とする。
- 3 調書作成者は、原則として地方公共団体職員とする。
- 4 見積りに当たっては、馬名、品種、年齢、体重を公表すること。

種雄馬事故等報告書

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____ ㊞

下記の種雄馬に事故等があったので報告します。

記

- 1 馬 名 :

- 2 事故等の内容（事故の場合はその種類と経緯を、事故以外の場合は種雄馬として供用できなくなった経緯・状況等）

- 3 平素の飼養管理状況

- 4 添付書類
（事故の場合は種雄馬として供用困難となった疾病等の獣医師の診断書等、事故以外の場合は供用できなくなった経緯・状況を裏付けるデータ等）

借受種雄馬セリ売り報告書				
馬名		品種		
年齢		体重		
体高		胸囲	管囲	
内 訳	売払精算内訳			
	1. 家畜市場落札額			
				円 (A)
	令和 年 月 日開催_____家畜市場 上場			
	2. 諸経費 (消費税込み)			
				円 (B)
	B = ① + ② + ③			
	① 輸送費 (_____ ~ _____)			円
	② 家畜市場経費			円
	② = i + ii + iii			
i せり手数料 (せり価格の _____ %)			円	
ii 入場料			円	
iii その他経費 (_____)			円	
③ 上場手数料 (せり価格の 3 %)			円	
3. 精算額				
(A) _____ - (B) _____ =			円	
市場売払委託団体 住所 <div style="text-align: center;"> 団体名 _____ 代表者名 _____ ㊟ </div>				

種雄馬用途変更申請書

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____ ㊟

下記の種雄馬は、別添理由書のとおり将来種雄馬として供用することが困難な状況ですので、用途変更のため有償譲り受け願いたく、種雄馬管理規程第27条第2項の規定により、有償譲受種雄馬調書及び用途変更理由書を添えて申請します。

記

1 種雄馬

配 置 番 号	
馬 名	
品 種	
毛 色	
生 年 月 日	
管理担当者の氏名	

2 有償譲渡後の再活用の方途

注)

- 1 様式第11号の2の有償譲受種雄馬調書を添付すること。
- 2 様式第11号の3の用途変更理由書を添付すること。

様式第11号の2

有償譲受種雄馬調書				
馬名		品種		
年齢		体重		
体高		胸囲		管囲
現状				
評 価 額	算 定 基 礎			
	1. 生体重 (㎏) × 歩留 (%) = 枝肉量			㎏
	2. 時価相場 (消費税込み)	採用単価		円
	A ○月○日○○市場 1 ㎏当り価格			円
	B ○月○日○○市場 1 ㎏当り価格			円
3. 諸経費 (消費税込み)				
A 輸送費 (○○～○○)			円	
B と場経費			円	
C その他経費			円	
4. 枝肉量 (㎏) × 単価 (円) - 諸経費 = 差引額				円
都道府県畜産課 (家畜保健衛生所等)				
技術史員 氏名 _____				㊟

注)

- 1 現状欄には、有償譲受申請書を提出する時点における当該種雄馬の健康状態 (瘦削、肉付き、毛艶等一般外貌)、種付及び産駒成績等の状況を具体的に記入すること。
- 2 算定基礎の時価相場は、最寄り市場、と場における当該種雄馬と同等の年齢、疾病等を勘案した額とする。
- 3 調書作成者は、原則として地方公共団体職員とする。

様式第11号の3

用途変更理由書	
令和 年 月 日	
公益社団法人日本馬事協会 会長 殿	
住 所 _____	
氏名又は名称 _____ (印)	
記	
馬 名	
品 種	
年 齢	
生 体 重	キロ
用途変更理由	
理由書作成責任者	所 属 役 職 氏 名 (印)

注)

種雄馬として供用が困難となった、繁殖障害を証明する獣医師の診断書又は種付け状況等のデータ等を添付すること。

公益社団法人日本馬事協会種雄馬配置料規程

制定 平成22年 8月25日

改正 平成23年11月 1日

(総則)

第1条 種雄馬管理団体(公益社団法人日本馬事協会種雄馬管理規程(昭和50年7月1日設定。以下「規程」という。)第3条の種雄馬管理団体をいう。以下同じ。)が、規程第7条第1項の規定により公益社団法人日本馬事協会(以下「協会」という。)に支払う種雄馬の配置料については、この規程の定めるところによる。

(配置料の対象)

第2条 配置料を支払わなければならない種雄馬(日本在来馬を除く。以下同じ。)は、毎年7月1日(以下「基準日」という。)現在において配置されている種雄馬とする。

(協会が所有する農用種雄馬の配置料)

第3条 協会が所有する農用種雄馬の1頭1年当たりの配置料の額は、その購入価格に次の各号の配置料率を乗じて得た額とする。

(1) 配置後第1回目の基準日から第3回目の基準日までは、毎年
3%

(2) 配置後第4回目の基準日から第6回目の基準日までは、毎年
2.5%

2 協会が所有する農用種雄馬であって、配置後7年目以降の基準日に配置されているものの1頭1年当たりの配置料の額は、5,000円とする。

(協会が所有する乗用種雄馬の配置料)

第4条 協会が所有する乗用種雄馬(寄贈を受けたものを除く。以下次項において同じ。)の1頭1年当たりの配置料の額は、その購入価格に次の各号の配置料率を乗じて得た額とする。

(1) 配置後第1回目の基準日から第3回目の基準日までは、毎年1.5%

(2) 配置後第4回目の基準日から第6回目の基準日までは、毎年1.0%

2 協会が所有する乗用種雄馬であって、配置後7年目以降の基準日に配置されているものの1頭1年当たりの配置料の額は、5,000円とする。

(センター有種雄馬等の配置料)

第5条 独立行政法人家畜改良センターその他の団体が所有する農用種雄馬及び乗用種雄馬並びに協会が寄贈を受けて所有する乗用種雄馬の1頭1年当たりの配置料の額は、配置後6回目の基準日までは10,000円、配置後7回目の基準日以降は5,000円とする。

(配置料の支払い期限)

第6条 第2条に規定する種雄馬の配置を受けている種雄馬管理団体は、毎年9月30日までに協会の発行する配置料支払請求書により配置料を支払わなければならない。

(配置料の免除)

第7条 協会は、配置先の責に帰し得ない種付事故等により種雄馬としての機能を全く発揮し得なかったと協会の会長が認めたときは、配置料の支払いを免除することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成22年8月25日に施行する。
- 2 「特別賦課金賦課等徴収規程」(昭和50年7月1日設定)は、廃止する。
- 3 平成22年7月1日現在に配置してある種雄馬の廃止前の特別賦課金賦課等徴収規程による平成22年の基準日に係る特別賦課金及び事務手数料の額及びその徴収方法については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成23年11月1日)から施行する。

公益社団法人日本馬事協会種雌馬貸付規程

制定	昭和56年	8月20日
改正	平成9年	6月5日
改正	平成10年	2月1日
改正	平成19年	6月5日
改正	平成22年	8月25日
改正	平成23年	11月1日
改正	平成30年	5月24日
改正	令和元年	5月24日

(総則)

第1条 公益社団法人日本馬事協会（以下「協会」という。）が馬の改良及び馬産の振興を図るため全国主要馬産地に対してする種雌馬の貸付け及び貸付けされた種雌馬の管理については、この規程による。

(貸付する種雌馬)

第2条 協会が貸し付ける種雌馬は、地方競馬全国協会、日本中央競馬会、独立行政法人家畜改良センター又はその他の団体から助成を受けて購入し、又は貸付け若しくは寄贈を受けた種雌馬とする。

(貸付先)

第3条 種雌馬の貸付けを受けられることができるものは、農業協同組合、農業協同組合連合会、公社（地方公共団体が出資している団体をいう。）、馬産の振興を図ることを目的とする非営利団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限

る。)及び協会の会長(以下「会長」という。)が馬産の振興上特に必要と認めたもの(以下「種雌馬管理団体」という。)とする。

(借受申請)

第4条 種雌馬管理団体は、種雌馬の借受けを希望する場合は、会長が定める日までに様式第1号による種雌馬借受申請書を協会に提出しなければならない。

(貸付決定)

第5条 協会は、申請内容及び実馬審査の結果を踏まえ、種雌馬の貸付けを決定する。この場合、必要に応じ種雌馬貸付委員会(以下「委員会」という。)を開催し、その意見を参考にするものとする。

2 委員会は、協会の役職員、関係道県の職員及び学識経験者若干名をもって構成する。

3 協会は、第1項の貸付けについて決定したときは、当該種雌馬の馬名、品種、毛色、特徴、生年月日、血統、貸付期間、引渡日時、引渡場所等を種雌馬借受申請書を提出した者に通知する。

(輸送保険への加入)

第6条 前条第3項の規定により通知を受けた者(以下「借受団体」という。)は、同条第1項の規定により貸付けを受けた種雌馬(以下「借受馬」という。)を引き取る際には、当該借受馬を輸送保険に付さなければならない。

(借受証の提出)

第7条 借受団体は、借受馬の引渡しを受けたときは、すみやかに様式

第2号による種雌馬借受証を協会に提出しなければならない。次条の規定により飼養管理者変更報告書を提出したときも同様とする。

(飼養管理者の変更)

第8条 第5条の規定により種雌馬の貸付けを受けた借受団体は、その借受馬を自ら馬の生産の用に供する場合を除き、馬の生産を行うのに適当と認めるその構成員又はその他の者に馬の生産をさせなければならない。

2 借受団体は、第4条の種雌馬借受申請書の「飼養管理者(参考)」欄にその借受団体以外の者が記入されている場合であって、その者を変更したときは、すみやかに様式第3号による飼養管理者変更報告書を協会に提出しなければならない。その飼養管理者変更報告書に記載されている飼養管理者を変更した場合も同様とする。

(家畜共済への加入等)

第9条 飼養管理者は、その借受馬の加入し得る最高金額の家畜共済に加入しなければならない。

第10条 借受団体は、その借受馬の飼養管理者が前条の規定によりその借受馬の家畜共済に加入し、又は更新したときは、様式第4号による種雌馬家畜共済加入報告書を協会に提出しなければならない。

(飼養管理)

第11条 飼養管理者は、借受馬を善良なる管理者の注意をもって飼養管理を行うとともに馬の繁殖に供さなければならない。

(貸付料の支払い)

第12条 毎年7月1日(以下「基準日」という。)に種雌馬を借り受けている借受団体は、次の各号に定める1頭1年当たりの貸付料を協会に支払わなければならない。

(1) 乗用馬

協会が所有する乗用種雌馬の貸付料の額は、次の各号の額とする。

ア 貸付後第1回目の基準日から第6回目の基準日までは10,000円

イ 貸付後第7回目の基準日以降は 5,000円

(2) 農用馬

協会が所有する農用種雌馬の貸付料の額は、その購入価格に次の各号の貸付料率を乗じて得た額又は定額とする。

ア 貸付後第1回目の基準日から第3回目の基準日までは、毎年2%

イ 貸付後第4回目の基準日から第6回目の基準日までは、毎年1%

ウ 貸付後第7回目の基準日以降は、5,000円

2 借受団体は、毎年9月30日までに協会が発行する貸付料支払請求書により前項の貸付料を支払わなければならない。

3 協会は、飼養管理者の責めに帰し得ない繁殖障害等により種雌馬としての機能を全く発揮しなかったと会長が認めた場合は、貸付料の支払いを免除することができる。

(供託金)

第13条 借受団体は、借受馬として決定された馬が地方競馬全国協会の助成を受けて購入されたもの(以下「特定貸付種雌馬」という。)であるときは、当該借受馬の購入価格の10パーセントに相当する額を供託金として協会に納付しなければならない。

(産子の帰属等)

第14条 借受馬の貸付期間中の産子は、その借受馬の飼養管理者に帰属するものとし、その飼養管理者は、当該産子を販売したときは、借受団体を通じて販売先、販売価格等を協会に報告しなければならない。

(費用の負担)

第15条 借受馬の引取り、飼養管理等に要する一切の費用は、その借受馬の借受団体の負担とする。

(繁殖成績の報告)

第16条 借受団体は、借受馬の繁殖成績を毎年10月末日までに様式第5号により協会に報告しなければならない。

(事故報告)

第17条 借受団体は、借受馬について疾病、傷害、盗難、失そう、死亡その他重大な事故が発生した場合は、直ちに適切な措置を講じるとともに、すみやかにその内容を協会に通報のうえ、様式第6号による種雌馬事故報告書を協会に提出しなければならない。

(共済金の報告)

第18条 借受団体は、飼養管理者が借受馬の死亡、廃用事故による共済金の支払いを受けたときは、様式第7号による種雌馬共済金受領報告書をすみやかに協会に提出しなければならない。

(損害の賠償)

第19条 借受団体は、飼養管理者の故意又は重大な過失により借受馬

に関し協会に損害を与えた場合は、協会に対しその損害を賠償しなければならない。

(損害の弁償)

第20条 借受団体は、借受馬が死亡し、又は疾病、傷害、盗難、失そうその他の廃用事故があったときは、前条に該当する場合を除き、協会に対し別表に定める損害弁償額の弁償金を支払わなければならない。ただし、協会は、特別の事情があると認めたときは、弁償金の全部又は一部を免除することができる。

(廃用処分)

第21条 借受団体は、借受馬をやむを得ない事由により廃用するとき、あらかじめ協会に連絡のうえ、様式第8号による種雌馬廃用処分申請書を、関係書類を添えて協会に提出しなければならない。

2 協会は、貸し付けた種雌馬をやむを得ない事由により廃用するとき、あらかじめ当該種雌馬の購入に対する助成又は貸付け若しくは寄贈をした者の承認を得るものとする。

(引上げ)

第22条 協会は、貸し付けた種雌馬が次の各号の一に該当する場合は、当該種雌馬を引き上げるものとする。この場合、借受団体は、これによって生じた損害を協会に請求することは出来ない。

- (1) 飼養管理が不良であると認めた場合
- (2) 繁殖用馬として供用されていないと認められた場合
- (3) 目的に反し、他の目的に使用した場合
- (4) その他借受団体の長が必要と認めた場合

- 2 協会は、前項の規定により貸し付けた種雌馬の引上げを行う場合には、借受団体に対し、あらかじめ日時、場所等必要な事項を通知するものとし、借受団体は、これに従わなければならない。
- 3 引上げの費用は、借受団体の負担とし、輸送保険に加入しなければならない。

(用途変更)

- 第23条 借受団体は、やむを得ぬ事由により借受馬の用途変更をすることが適切と判断したときは、あらかじめ協会に連絡のうえ、様式第9号による種雌馬用途変更申請書を協会に提出しなければならない。
- 2 協会は、用途変更が適切と判断したときに限り、前項の申請を受理するものとする。
 - 3 協会は、貸し付けた種雌馬をやむを得ぬ事由により用途変更するときは、あらかじめ、当該種雌馬の購入に対する助成又は貸付け若しくは寄贈した者の承認を得るものとする。

(貸付期間)

- 第24条 特定貸付種雌馬の貸付期間は6年とし、その他の種雌馬の貸付期間は20年とする。

(貸付期間満了時の措置)

- 第25条 協会は、協会が所有して貸し付けている種雌馬の貸付期間が満了した場合は、その種雌馬をその飼養管理者に譲渡する。この場合、第13条の規定により納付された供託金は返還しない。貸し付けられた種雌馬が貸付期間中に死亡又は廃用になったときも同様とする。
- 2 協会が独立行政法人家畜改良センターその他の団体から貸付けを受

けている種雌馬の借受団体は、その借受馬の貸付期間が満了した場合は、当該借受馬を協会の指示に従って返納しなければならない。

- 3 返納の費用は、借受団体の負担とし、輸送保険に加入しなければならない。

附 則

この規程は、昭和58年8月20日から実施する。

附 則

この規程は、平成9年6月5日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年2月1日から適用する。但し、第5条第2項の規程は平成10年度以降に購買し、貸付した種雌馬から適用する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から実施する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成22年8月25日に実施する。
- 2 平成22年7月1日に貸し付けられている種雌馬の種雌馬管理団体が、その種雌馬の平成22年に支払う事務手数料の額及びその納入については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社

団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成23年11月1日）から施行する。

附 則

（実施期日）

1 この規程は、平成30年5月24日から実施する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正前の公益社団法人日本馬事協会乗用種雌馬貸付規程（以下「旧規程」という。）第4条の規定により提出された乗用種雌馬借受申請書に「転借予定人」として記載されている者は、この規程による改正後の公益社団法人日本馬事協会種雌馬貸付規程（以下「新規程」という。）第4条の種雌馬借受申請書の「飼養管理者（参考）」とみなす。
- 3 旧規程第5条の規定による貸付決定の通知を受けた者は、新規程第5条第3項の規定による貸付決定の通知を受けた者とみなす。
- 4 旧規程第5条の規定により貸し付けることとされた種雌馬は、新規程第6条の借受馬とみなす。
- 5 旧規程第7条の規定により提出された乗用種雌馬借受証並びに旧規程第8条第2項の規定により報告された様式第3号の転借人等住所氏名欄に記載されている者及びその住所は、新規程第7条の規定により提出された種雌馬借受証の借受馬の飼養管理者の住所氏名とみなす。

附 則

この規程は、令和元年5月24日から実施する。

別 表

死亡廃用事故の場合の損害弁償額

死亡廃用事故の時期	損 害 弁 償 額
貸付け、引上げ及び返納に係る輸送期間中	(支払いを受けた当該馬の輸送保険金－輸送保険掛金) × 80 / 100 相当額
貸付期間の満了日まで	<p>支払いを受けた当該馬の死亡廃用による共済金 × 80 / 100 相当額</p> <p>ただし、当該馬の死亡廃用の日から遡って1ヶ月の期間中の疾病にかかる診療・治療費及び死亡診断書等共済金の支給申請に伴う各種証明書の発行に要する経費については上記金額から減額することができる。</p>

令和 年 種雌馬借受申請書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会長 会長 殿

住 所 _____
氏名又は名称 _____ 印

下記のとおり乗用馬・農用馬生産の用に供する馬を借り受けたいので、種雌馬貸付規程第4条の規定により申請します。

記

- 1 借受馬の総頭数
- 2 借受を希望する種雌馬の乗用馬・農用馬の別
- 3 借受希望理由
- 4 飼養管理者（参考）

住	所	
氏	名	
飼養場所（牧場）	名	

注)

- 1 申請書本文の「乗用馬・農用馬」のいずれかを消すこと。
- 2 借受馬を借受団体自ら飼養管理する場合は、飼養管理者（参考）の氏名欄に「自ら飼養管理」と記入すること。

種雌馬借受証

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会長 会長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____ 印

下記の種雌馬を借り受けたので、種雌馬貸付規程第7条の規定により借受証を提出します。

記

1 借受馬の明細

貸付番号	
馬名	
品種	
毛色	
生年月日	
産地	
特徴	
備考	

2 借受馬の飼養管理者

飼養場所(牧場)名	
住 所	
氏 名	
備 考	

注)

借受馬を借受団体自ら飼養管理する場合は、飼養管理者の氏名欄に「自ら飼養管理」と記入すること。

飼養管理者変更報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会長 会長 殿

住 所 _____
氏名又は名称 _____ 印

現在借り受けている種雌馬の飼養管理者を変更したので、種雌馬貸付規程第8条第2項の規定により下記のとおり飼養管理者変更報告書を提出します。

記

1 旧飼養管理者

貸付番号	
馬名	
住所	
氏名	
飼養場所(牧場)名	

2 新飼養管理者

貸付番号	
馬名	
住所	
氏名	
飼養場所(牧場)名	

種雌馬家畜共済加入報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会長 会長 殿

住 所 _____
氏名又は名称 _____ 印

下記の借受馬について家畜共済に加入（更新）したので、種雌馬貸付規程第10条の規定により報告します。

記

貸付番号	
馬名	
共済組合名	
共済金額	
共済掛金額	
共済加入期間	
加入（更新）年月日	
加入者氏名	

令和 年 繁殖成績報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会長 会長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____ 印

種雌馬貸付規程第16条の規定により繁殖成績を報告します。

借受馬	貸付番号				
	馬名				
	飼養管理者の氏名				
本年種付成績	種雄馬名				
	品種				
	最終種付月日				
	種付回数				
	摘要				
前年種付後状況	前年種付後受胎・不受胎別				
	受胎後流死産等				
	正常出産				
本年産子成績	馬名				
	性別				
	生年月日				
	摘要				

注)

- 1 本年種付けで2頭以上の種雄馬を交配した場合は別枠とし、また、種付月日は全部記入すること。
- 2 人工授精によるものは種付月日を朱書すること。
- 3 10月31日までに報告すること。
- 4 本年種付成績欄の摘要欄には結果について記入し不受胎の場合には、原因等について記入すること。
- 5 本年産子成績欄の摘要欄には事故等があった場合の状況について記入すること。

種雌馬事故報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____ 印

下記の借受馬に事故が発生したので、種雌馬貸付規程第17条の規定により報告します。

記

1 借受馬

貸付番号	
馬名	
品種	
毛色	
生年月日	
産地	
特徴	
備考	

2 事故の種類

3 事故の経過

4 事故の状況が明らかとなる写真

注)

- 1 盗難、失そうの場合にあっては、これを証するに足る書類を添付すること。
- 2 疾病、傷害及び死亡の場合にあっては、獣医師の診断書又は検案書を添付すること。

種雌馬共済金受領報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____ 印

下記の借受馬について、死亡廃用事故による共済金の支払いを受けたので、種雌馬貸付規程第18条の規定により報告書を提出します。

記

1 受領共済金

貸付番号	
馬名	
共済組合名	
共済金額	
残存価格	
補償金	
支払いを受けた共済金	
受領年月日	
受領者氏名	

2 死亡廃用に伴って要した経費

区 分	金 額	内 訳
死亡廃用前1ヶ月間の 診療・治療費		
共済金支給申請に要した 各種証明に係る経費		
合 計		

種雌馬廃用処分申請書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____ 印

下記の借受馬は、別紙事故報告書のとおり将来種雌馬として供用することが困難な状況ですので、廃用処分といたしたく種雌馬貸付規程第21条第1項の規定により申請します。

記

1 借受馬

貸付番号	
馬名	
品種	
毛色	
生年月日	
飼養管理者の氏名	

2 廃用処分の方法

(1) 家畜市場への上場によるセリ売りの方法の場合

①セリ売り予定家畜市場名：

②セリ売り予定年月日： 令和 年 月 日

(2) 家畜市場への上場ができない場合

①様式第8号の2の廃用処分種雌馬調書を添付すること。

②様式第8号の3の見積書を3名以上の者より徴し、添付すること。

注)

1 廃用処分に当たっては上記(1)、(2)のいずれかを選択すること。

2 様式第8号の4の種雌馬事故等報告書を添付すること。

見 積 書		
令和 年 月 日		
公益社団法人 日本馬事協会 会長 殿		
住 所		
氏名又は名称		
		印
下記のとおり見積りします。		
記		
見 積 額	金	円也 (消費税込み)
見 積 内 訳		
馬	名	
品	種	
年	齢	
生	体	重 キロ
歩	留	% %
枝	肉	量 キロ
枝	肉 キロ	単 価 円 銭
摘	要	

注)

- 1 見積りに当たっては、馬名、品種、年齢、体重は公表された名称、数値を使うこと。
- 2 見積りに当たっては、摘要欄以外は全て記入すること。
- 3 見積りに当たっては、現畜飼養場所での引渡しを条件とする。従って、見積内訳の枝肉単価は、現畜飼養場所から枝肉になるまでの諸経費を考慮して見積もること。
- 4 見積書を提出し、現畜の引取りが決定した者は、見積額に記入された金額を指定された口座に入金（振込手数料は振込者負担）することにより、書類上の現畜引渡しが完了したことになる。

種雌馬事故等報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____ 印

下記の借受馬に事故等があったので報告します。

記

- 1 馬 名 :

- 2 事故等の内容（事故の場合はその種類と経緯を、事故以外の場合は種雌馬として供用できなくなった経緯・状況等）

- 3 平素の飼養管理状況

- 4 添付書類
（事故の場合は種雌馬として供用困難となった疾病等の獣医師の診断書等、事故以外の場合は供用できなくなった経緯・状況を裏付けるデータ等）

種雌馬用途変更申請書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会 会長 殿

住 所

氏名又は名称

印

下記の借受馬は、別添理由書のとおり将来種雌馬として供用することが困難な状況ですので、用途変更のため有償で譲り受けたく種雌馬貸付規程第23条第1項の規定により有償譲受種雌馬調書及び用途変更理由書を添えて申請します。

記

1 借受馬

貸付番号	
馬名	
品種	
毛色	
生年月日	
飼養管理者の氏名	

2 有償譲受後の再活用の方法

注)

- 1 様式第9号の2の有償譲受種雌馬調書を添付すること。
- 2 様式第9号の3の用途変更理由書を添付すること。

様式第9号の2

有償譲受種雌馬調書					
馬名				品種	
年齢			体重		
体高		胸囲		管囲	
現状					
評 価 額	算 定 基 礎				
	1. 生体重 (㎏) × 歩留 (%) = 枝肉量				㎏
	2. 時価相場 (消費税込み)	採用単価			円
	A ○月○日○○市場 1 ㎏当り価格				円
	B ○月○日○○市場 1 ㎏当り価格				円
3. 諸経費 (消費税込み)					
A 輸送費 (○○～○○)				円	
B と場経費				円	
C その他				円	
4. 枝肉量 (㎏) × 単価 (円) - 諸経費 = 差引額				円	
調書作成担当者 氏名					印

注)

- 1 現状欄には、有償譲受申請書を提出する時点における当該種雌馬の健康状態（瘦削、肉付き、毛艶等一般外貌）、繁殖成績等の状況を具体的に記入すること。
- 2 算定基礎の時価相場は、最寄市場、と場における当該種雌馬と同等の年齢、疾病等を勘案した額とする。

様式第9号の3

用途変更理由書	
令和 年 月 日	
公益社団法人 日本馬事協会 会長 殿	
住 所 _____	
氏名又は名称 _____ 印	
記	
馬 名	
品 種	
年 齢	
生 体 重	キロ
用 途 変 更 理 由	
理由書作成責任者	所 属 役 職 氏 名 印

注)

種雌馬として供用が困難となった繁殖障害を証明する獣医師の診断書又は繁殖成績等のデータ等を添付すること。